

## 「土木学会：土木技術者の信条および実践要綱，1938年(昭和13年)3月」の写し

原文は参考文献2)をご覧ください。

### 土木技術者の信条

1. 土木技術者は国運の進展並びに人類の福祉増進に貢献すべし。
2. 土木技術者は技術の進歩向上に努め広く其の真価を發揮すべし。
3. 土木技術者は常に真摯なる態度を持ち徳義と名誉とを重んずべし。

### 土木技術者の実践要綱

1. 土木技術者は自己の専門的知識及び経験を以って国家的並びに公共的諸問題に対し積極的に社会に奉仕すべし。
2. 土木技術者は学理，工法の研究に励み進んで其の結果を公表し以って技術界に貢献すべし。
3. 土木技術者は苟(いやしく)も国家の発展国民の福利に背戾(はいれい)するがごとき事業はこれを企画すべからず。
4. 土木技術者は其の関係する事業の性質上特に公正を持し清廉を尚(とうと)び苟(いやしく)も社会の疑惑を招くがごとき行為あるべからず。
5. 土木技術者は工事の設計及び施工につき経費節約或は其の他の事情に捉われ為に従業者並びに公衆に危険を及ぼすが如きことなきを要す。
6. 土木技術者は個人的利害の為に其の信念を曲げ或は技術者全般の名誉を失墜するが如き行為あるべからず。
7. 土木技術者は自己の權威と正当なる価値を毀損せざる様注意すべし。
8. 土木技術者は自己の人格と知識経験とにより確信ある技術の指導に努む可(べ)し。
9. 土木技術者はその関係する事業に万一違法に属するものあるを認めたる時は其の匡正(きょうせい)に努むべし。
10. 土木技術者は其の内容疑わしき事業に関係し又は自己の名義を使用せしむる等の事なきを要す。
11. 土木技術者は施工に忠実にして事業者の期待に背かざることを要す。

### 備考

本信条及び実践要綱を以って相互規約に代ゆるものとす。

土木学会

### 参考文献

- 1) 土木学会図書館 | 青山士 | 略歴及び著書・論文，  
[http://library.jsce.or.jp/Image\\_DB/human/aoyama/aoyama\\_profile.htm](http://library.jsce.or.jp/Image_DB/human/aoyama/aoyama_profile.htm)
- 2) 土木学会相互規約調査委員会：土木技術者の信条・実践要綱，土木学会誌，24-5，巻頭，1938(S13)。
- 3) 土木学会相互規約調査委員会：土木技術者の信条と実践要綱，土木建築工事画報，14-4，pp.166，1938(S13)。